

## 新たに課税事業者となる方へ

消費税法が改正され、基準期間における課税売上高が1,000万円を超える事業者の方は、消費税及び地方消費税の申告と納税が必要となりました。事業年度が1年である法人については、平成17年3月末以降に到来する決算分（基準期間は2事業年度前の決算分）から適用となります。

(注) 例えば、平成15年3月末決算分の課税売上高が1,000万円を超えると、平成17年3月末決算分は、課税事業者となります。

### 申告・納付は期限内に

課税事業者である法人は、課税期間の末日の翌日から2か月以内に、所轄の税務署に消費税及び地方消費税の確定申告書を提出するとともに、消費税と地方消費税の合計額を納付書により最寄りの金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付する必要があります。

### 電子申告・納税 (e-Tax) がご利用になれます

窓口での納付以外に、平成16年6月から全国で、インターネットを利用して、国税の申告や納付ができるようになりました。一度、開始届出書を提出していただければ、法人税や消費税の申告・納付のほか、源泉所得税などの納付も可能です(注)。

(注) 利用開始に当たっては、「電子申告・納税開始届出書」を税務署にご提出いただく必要があります。



詳しくは、e-Taxホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp>) をご覧いただくか、ヘルプデスク (TEL 0570-015901) <sup>eコクセイ</sup> でご確認ください。

○ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署または税務相談室にお尋ねください。

# 消費税の納税資金の積立てを

納税資金の積立てによる期限内納付をお願いします。

(注) 事業者の方が赤字申告となるような場合であっても、消費税及び地方消費税を納税していただく必要が生じる場合があります。



## 消費税及び地方消費税積立額の目安

次の表は、簡易課税制度適用事業者の方用に、業種別に積立目安月額を表示したものです。

※例えば、小売業で課税売上高が2,000万円の場合、月々の積立額は約17,000円となります。

区分		卸売業 (第1種事業)		小売業 (第2種事業)		農業、林業、漁業、 建設業、製造業 など (第3種事業)		飲食店業、金 融・保険業など (第4種事業)		不動産業、運輸 通信業、サービ ス業など (第5種事業)	
みなし仕入率		90%		80%		70%		60%		50%	
年間課税 売上高	各月 売上高	年間 税額	積立目 安月額	年間 税額	積立目 安月額	年間 税額	積立目 安月額	年間 税額	積立目 安月額	年間 税額	積立目 安月額
万円	万円	万円	千円	万円	千円	万円	千円	万円	千円	万円	千円
1,000	84	5	5	10	9	15	13	20	17	25	21
1,500	125	8	7	15	13	23	20	30	25	38	32
2,000	167	10	9	20	17	30	25	40	34	50	42
2,500	209	13	11	25	21	38	32	50	42	63	53
3,000	250	15	13	30	25	45	38	60	50	75	63

## ⚠ 期限内に納付を行わないと

期限内に納付を行わないと、延滞税を負担しなければならないだけでなく、財産の差押等の滞納処分を受ける場合もあります。